

令和8年4月1日から 自転車の違反に反則金が適用されます

●問い合わせ／自治振興係



令和8年4月1日から、**16歳以上の人を対象**に自転車の交通違反にも交通反則通告制度(反則金制度)が適用されます。

交通反則通告制度(反則金制度)とは・・・

比較的軽微な交通違反に**交通反則切符(青切符)**を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。改正法により、自転車をはじめとする軽車両の違反にも適用されるようになりました。

●以下のような『悪質・危険な行為』が取り締り対象となり、青切符が交付されます

- ・『ながらスマホ』や『遮断踏切立ち入り』、『ブレーキのない自転車の運転』など、重大な事故につながる恐れが高い違反をしたとき
- ・違反により、歩行者を立ち止まらせたり、他の車の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたとき
- ・違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき
- ・違反であることについて指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき

●こんな違反行為が『青切符』の対象です！

反則行為	反則金の額
ながらスマホ【携帯電話使用など(保持)】	12,000円
遮断踏切立ち入り	7,000円
右側通行【通行区分違反】	6,000円
信号無視(赤色など)	6,000円
一時不停止【指定場所一時不停止など】	5,000円
無灯火	5,000円
傘差し運転【公安委員会遵守事項違反】	5,000円
運転中のヘッドホン・イヤホンの使用	5,000円

その他にも・・・ブレーキのない自転車の運転、並進、二人乗りなど

飲酒運転(酒酔い、酒気帯び)や妨害運転、スマートフォンの使用で交通の危険を生じさせた場合などは、刑事手続き(裁判など)に入る**交通切符(赤切符)**が交付されます。

詳しい内容は、警察庁Webサイト『自転車の新しい制度』をご確認ください。

